

保管物件 物件売却 物件処分 届出書					
第17条 遺失物法 第20条第3項 の規定により届出をします。 第21条第2項					
警察署長 殿 氏名又は名称 住所又は所在地			年 月 日	⑥	
電話番号その他の連絡先					
※受理番号					
保管施設の 名称等	名称 所在地 電話番号その他の連絡先				
番号	物件の種類及び特徴等		拾得日時・場所	交付日時	整理番号
	現金	物 品			
	(貴重な物件に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)				
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		
	(貴重な物件に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)				
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		
	(貴重な物件に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)				
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		
	(貴重な物件に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)				
	売却・処分理由		保管届出日		
	売却・処分方法		売却・処分予定日		
備考					

- 備考
- 1 ※の欄には、記載しないこと。
 - 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 不要の文字は、横線で消すこと。
 - 4 □印のある欄については該当の□内にレ印を付すこと。
 - 5 「売却・処分理由」欄、「売却・処分方法」欄、「保管届出日」欄及び「売却・処分予定日」欄は、物件の売却又は廃棄の届出をする場合に記載すること。
 - 6 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。